

令和8年度第5回愛媛地方最低賃金審議会議事要旨

開催日時	令和8年9月8日（火）午後0時56分～午後1時40分		
場所	松山若草合同庁舎共用大会議室		
出席状況	公益代表委員	出席 4名	定数 5名
	労働者代表委員	出席 3名	定数 5名
	使用者代表委員	出席 3名	定数 5名
主要議題	1 愛媛地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について 2 その他		
議事要旨			
本会議は《公開・ 非公開 》			
1 愛媛地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について			
愛媛県最低賃金の改正決定に係る愛媛地方最低賃金審議会の意見に対し、愛媛県内の労働組合から7件の異議の申出があり、愛媛労働局長から愛媛地方最低賃金審議会会長に、審議会の意見に対する異議の申出について諮問した。			
労働者側委員からは、改正額 1,093 円は、生計費等の観点から十分な水準と評価することはできないが、現答申には、労働者側の主張が一定程度反映されており、近隣県との賃金水準、人材確保の必要性、発効時期などを踏まえ、労働者側として賛成したものであることに加え、再審議を行ったとしても、大幅な金額改定を行うことは困難で、再審議によって発効日がさらに遅れることは、労働者にとって不利益になることから、再審議を行うことなく、11 月 1 日発効に向け手続きを進めていただきたいとの意見が述べられた。			
使用者側委員からは、中央最低賃金審議会目安に4円上乗せの60円引上げは、価格転嫁が二極分離の状態のまま継続している中で、法定3要素の一つである支払能力に関し、過大な負担を強いるのではないかという不安が残るが、若い労働力の流出抑止効果の重視、Bランク県として適切な金額水準、Cランク県との逆転現象回避といった多角的な観点から、公労使で真摯に議論を行った上で得られた結論であり、発効日について猶予が認められたため、使用者側として公益案に納得したものであるもので、現答申を変更する必要はないとの意見が述べられた。			
公益委員からは、公労使で真摯に議論を行った結果、労使の歩み寄りによる意見の一致には至らなかったものの、労使双方の主張を踏まえた公益案の採決において全会一致で得られた結論であるので、現答申を変更する必要はないとの意見が述べられた。			
以上の公労使の意見を踏まえ、異議申出の内容及び理由について慎重に審議した結果、「令和8年8月21日付け答申どおり決定することが適当である」との結論に達し、愛媛地方最低賃金審議会会長から愛媛労働局長に答申が行われた。			
2 その他			
関係する資料及び特定最低賃金改正に関する審議会の日程に関して、事務局から説明を行った。			
以上			